

諮問第196号の答申
作物統計調査の変更について（案）

本委員会は、諮問第196号による作物統計調査の変更（令和7年産以降の調査に係る変更）について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 本調査計画の変更

（1）承認の適否

（部会の議論を踏まえ、今後作成）

（2）理由等

ア 水稻に係る調査の変更

（ア）作況指数の集計の取りやめ

（部会の議論を踏まえ、今後作成）

（イ）「収穫量（主食用）」を集計する際の米の大きさに係る基準の見直し

（部会の議論を踏まえ、今後作成）

(ウ) 水稻の調査票で用いている「くず米」の呼称変更

- a 水稻の作況調査については、現在、地方農政局等^(注9)の職員又は統計調査員による実測調査として行われており、その際に用いる調査票^(注10)においては、1.70mmに満たない米の重さに係る項目について、「くず米重」と呼称している。

本申請では、令和7年産の調査から、この項目名について、**図表3**のとおり、「1.70mmふるい下米重」に変更する計画である。

(注9)「地方農政局等」とは、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局農林水産センターをいう。

(注10) 令和7年産の調査時にあつては様式第19号、令和8年産以降の調査にあつては様式第24号となるが、様式番号が変更されるのみで、把握する内容に変更はない。

図表3 水稻の作況調査で用いる調査票における呼称の変更

変更前					変更案				
刈 取 り 試 料		全	量	量	刈 取 り 試 料		全	量	量
	未調製乾燥もみ重		g	g		未調製乾燥もみ重		g	g
	粗玄米重					粗玄米重			
	玄米重			10a当たり換算率		玄米重			10a当たり換算率
	くず米重			(7)×1000 刈取り試験料		1.70mmふるい下米重			(7)×1000 刈取り試験料
	玄米水分*		%			玄米水分*		%	

- b 今回予定している変更については、項目名を客観的かつ適切な名称に変更しようとするものであることから、適当である。

イ 水稻以外の作物に係る調査の変更

(ア) ブロッコリーの指定野菜化に伴う集計の充実

- a 本調査の対象作物である野菜については、現在、野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）に基づく「指定野菜」^(注11)に該当する14品目と、指定野菜に準ずる野菜の27品目について調査を行っているが、指定野菜に準ずる野菜として本調査の対象となっている「ブロッコリー」が、近年の需要の高まりを受け、令和8年度から「指定野菜」に位置づけられる。

これを受け、本申請では、ブロッコリーに係る集計事項について、令和8年産の調査から、他の指定野菜と同様、**図表4**の②③を追加する計画である。

(注11)「指定野菜」とは、野菜生産出荷安定法第2条により「消費量が相対的に多く又は多くなることが見込まれる野菜であつて、その種類、通常の出荷時期等により政令で定める種別に属するものをいう」と規定されており、この規定を受けた野菜生産出荷安定法施行令（昭和41年政令第224号）第1条において、野菜の種類と種別が具体的に規定されている。

図表 4 野菜に係る集計事項

	集計事項	集計地域	対象となる野菜
①	作付面積、10a当たり収量、収穫量、出荷量	全国、農業地域、都道府県	指定野菜 指定野菜に準じる野菜
②	用途別出荷量	全国、農業地域、都道府県 (主産県調査年は、全国、都道府県)	指定野菜のみ
③	作付面積、収穫量、出荷量	野菜指定産地計、 野菜指定産地を包括する市町村	指定野菜のみ

- b 今回予定している変更については、ブロッコリーの指定野菜化に伴い、他の指定野菜と同様の集計の充実を図ろうとするものであることから、適当である。

(イ) 茶の母集団情報作成の効率化

- a 茶の収穫量調査の報告者となる荒茶工場^(注12)の母集団名簿については、現在、統計法第27条の規定に基づき総務省が整備している「事業所母集団データベース」を活用するとともに、地方農政局等の職員が、地方公共団体や関係団体に対する情報収集により整備を行っている。

本申請では、令和8年産の調査から、地方農政局等の職員による情報収集に代えて、民間事業者による調査対象者への確認を導入するなど、図表5の②③を追加する計画である。

(注12) 茶畑から摘んだ葉を一次加工したものを荒茶（あらちゃ）と呼ぶ。かつて荒茶は、茶農家の敷地内に併設された専用の建物や棟で作られていたが、現在は、オートメーション化などの観点から、食品加工場のような荒茶工場に茶葉が集められ、加工されることが一般的になっている。

そのため、茶の調査については、作付面積調査は「関係団体等」及び「農林業経営体」から報告を求める一方で、収穫量調査は「荒茶工場」から報告を求めている。

図表 5 荒茶工場の母集団名簿の整備方法の変更

変更前	変更案
① 事業所母集団データベースによる把握	① 事業所母集団データベースによる把握
② 地方農政局等の職員が、地方公共団体や関係機関に対して情報収集	② 作付面積調査の報告者である農林業経営体に対する調査 ^(注) の過程で、経営体自身が荒茶加工を行っていないかについて併せて確認 (注) 大規模階層については地方農政局等の職員又は統計調査員による調査。中小規模階層については民間委託による調査
	③ 主産県の荒茶工場のうち、収穫量調査の報告者に選定されなかった工場に対して、操業状況を郵送又はオンラインにより確認

- b 今回予定されている変更については、地方農政局等の職員の負担を軽減し、母集団名簿の整備を効率化しようとするものであり、②については、令和8年産以降の調査において用いる調査票に当該項目を設けることが、前回変更により、既に承認されていること、③については、操業の有無及び生産量規模の簡易な確認が想定されており、荒茶工場の負担も大きくないと見込まれることから、適当である。

2 今後の課題

(部会の議論を踏まえ、今後作成)